

国民年金のお知らせ

11月は『ねんきん月間』です。

日本年金機構では11月を『ねんきん月間』と位置づけ、函館年金事務所ではねんきんネットの普及や国民年金保険料の収納に向けた取り組みを強化しています。お時間のある方は、この機会にご自身の国民年金保険料の納付状況を再度確認されるようお願いいたします。

問. 国民年金保険料は、いつまでに納めなくてはなりませんか？

答. 保険料の納付期限は翌月末です。
※納付期限を過ぎても期日から2年間は納付できますが、それ以上経過すると時効消滅してしまいます。期限内に納めましょう。

問. 保険料を納めていない期間が長くなるとどうなりますか？

答. 将来、自分自身の年金が受けられない場合がある他、障害年金や遺族年金を受けられない場合もあります。

問. 保険料を納める事が難しい時はどうしたら良いですか？

答. 保険料の納付を全部または一部を免除する制度があります。



※免除制度について

- ・一部免除の承認を受けた方は、免除額を差し引いた残りの保険料を納付しないと未納と同じ扱いになります。
- ・会社勤めだった方が離職した場合、本人の前年所得を0円として計算する特例制度があります。(手続きには、ハローワークから発行される「雇用保険受給資格者証」が必要です)
- ・学生の方は保険料の納付を猶予する学生納付特例制度があります。
- ・50歳未満(平成28年6月分までは、30歳未満)の方については保険料納付猶予制度があり、保険料全額の納付が猶予されます。
- ・学生納付特例制度、納付猶予制度については、65歳から受給できる老齢年金額には反映されませんが、老齢年金、遺族年金、障害年金などを受けるために必要な受給資格期間としては反映されますので、納める事が難しいからと放置せず、是非お手続きをお願いします。

お問い合わせ先 町民課 年金係 ☎47-4681